

## 教員向け出前講座のご案内

無料



「消費者教育と言われても、どんな授業をすればよいのかイメージがわからない」  
「県から冊子が届くが配付するだけで活用していない」などのお悩みはありませんか？  
成年年齢を18歳に引き下げる改正民法の施行により、2022年4月から18歳～19歳の方々は、親の同意がなくても契約を結ぶことが可能となりました。これにより若者の消費者被害の増加が懸念されることから、消費者教育の充実が急務です。  
消費生活課では、消費者教育に関する出前講座を行っています。オンラインでの開催もできますので、ぜひ、この出前講座を活用してみませんか？

### 【教員向け 出前講座の活用例】

教員が集まる会場に講師を派遣します！！

#### 【テーマ例】

- ・消費者トラブルの現状  
～スマホ・SNS等の若者が巻き込まれやすいトラブルの事例と対策について～
- ・社会に出たばかりの若者が狙われる！悪質商法 ～若者を狙った消費者トラブルと対策～
- ・環境教育、食育などと連携したテーマ設定(賞味期限と食品ロス、エシカル教育等)
- ・アクティブ・ラーニングの視点からの指導方法や教材の紹介
- ・消費者の権利と責任～消費行動が社会に与える影響、消費者の役割について～
- ・社会人になるための経済学
- ・金融教育～お金の役割や働くことの意味、将来設計～  
～契約とは？クレジットとは？資産運用とは？～
- ・おかいもの～ゲームでお金の使い方を考えよう～

テーマ・内容は  
ご相談ください！



実績豊富な

公益社団法人日本消費生活  
アドバイザー・コンサルタント  
・相談員協会、

一般社団法人 エシカル協会  
の講師等を派遣します！

### 【その他】

講師の交通費、謝金は不要ですが、最寄りの駅まで送迎をお願いする場合があります。

**オンライン(Zoom)での受講もできます！**

～お申し込み方法～

開催の約2か月前までに「教員向け出前講座」申込書をご提出ください！

☆「教員向け出前講座」申込書は当ご案内の2ページ目にあります。

☆申込書は、県消費生活課 FAX番号【024-521-7982】 もしくは  
指定のメールアドレスにお送りください。

※メールアドレスで申し込みを希望する際は、下記問い合わせ先にお電話ください

※ご希望の日程によっては対応できない場合があります

※最寄り駅まで送迎のお願いをする場合があります

【お問い合わせ】福島県消費生活課（福島県消費生活センター）

普及・啓発担当 ☎024-521-7736



「教員向け出前講座」申込書

令和 年 月 日

福島県消費生活課長 あて

(FAX 024-521-7982)

(メールアドレス youhi@pref.fukushima.lg.jp)

申込者

学校名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX番号： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

担当者名： \_\_\_\_\_

開催希望日時	第1希望 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
	第2希望 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
開催場所	住所： 〒
	電話：
対象者・人数	人
テーマ	
その他	